

2025年度東京大学エンデバー・ユナイテッド・ホールディングス奨学金募集要項

1 趣旨

一般財団法人エンデバー・ユナイテッド・ホールディングス基金からの寄附を原資として、本学大学院に在籍し、投資ビジネスや企業価値の向上に興味を持つ優れた女子学生であって、経済的支援を必要とする者を対象として、奨学金を支給して支援することを目的とします。

2 申請者の資格

2025年4月に東京大学大学院修士課程または専門職学位課程へ入学した日本人女子学生のうち、特に優秀な者であり、かつ経済的支援を必要とする者。

3 採用予定者数

4人 ※応募状況により採用人数を調整する場合があります。

4 支給額

月額9万円 ※返還の義務はありません。

5 支給期間

2025年4月より最大2年間

6 奨学金の申請

(1) 申請期間

2025年4月8日（火）～2025年5月20日（火）【必着】

(2) 申請方法

申請書類を、東京大学本部奨学厚生課奨学チーム宛に郵送してください。封筒表面に「エンデバー・ユナイテッド・ホールディングス奨学金申請書」在中と朱書きし、特定記録等の記録郵便で郵送してください。

(3) 提出先

〒113-8654 東京都文京区本郷7-3-1

東京大学 本部奨学厚生課奨学チーム宛

※提出方法は郵送のみです。窓口にて受け取ることはできませんのでご注意ください。

7 申請書類

以下の申請書を全て提出してください。

※各様式は本学ウェブページよりダウンロードしてください。

https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/students/welfare/h02_20.html

8 受給者の決定

受給者の決定は、奨学厚生担当理事（以下「理事」という。）が行います。理事は受給者を決定したときは、本人に通知します。

申請書類	留意事項	
申請書（様式 1）	必要事項を記入してください。	
成績証明書	申請時の直近までの学部 4 年間分の成績。	
収入等に関する証明書 ・生計維持者（父母または父母に代わって家計を支えている者）について提出してください。	給与所得者（確定申告を行っていない者）	最新の所得証明書（市町村発行）及び 源泉徴収票2024年分（写） ※2024年 1 月以降に就職・転職した場合年収見込証明書（様式 2－1）も提出
	給与所得以外の所得者（確定申告を行った者）	最新の所得証明書（市町村発行）及び 確定申告書（2024年分第 1 表・第 2 表（写））
	年金（老齢・厚生・遺族・障害等）を受給している場合	最新の年金振込通知書（写）または最新の年金額改定通知書（写）
	失業中で雇用保険を受給している場合	雇用保険受給資格者証（写）
	生活保護の認定を受けている場合	保護料決定（変更）通知（写）
	無職・無収入の場合 （注）就学者・父母の扶養親族となっている家族は必要ありません。	無職・無収入申立書（様式 2－2）及び最新の所得証明書 （注）所得証明書に所得の記載がある場合は、退職証明書等、その収入が現在ないことがわかる書類。
	高校生以上の就学者がいる世帯 （注）申請者本人、小・中学生は除く	最新の在学証明書 （注）（写）でも可
	障害者のいる世帯	身体障害者手帳（写）、公害医療手帳（写）、精神障害者保険福祉手帳（写）、原爆手帳（写）

9 奨学金の支給方法

奨学金の支給は、在籍確認の上、半期毎に受給者名義の預金口座に送金します。

10 奨学金の休止及び復活

- (1) 受給者は、休学又は1か月以上の長期欠席（海外留学等は含まない。）をする場合は、速やかにこれを証する書類を奨学チームに届け出るものとし、奨学金の支給が休止されます。
- (2) 前号の規定により奨学金の支給を休止された者が、その事由が止んだことを証する書類を付して、指導教員を経て支給の再開を願い出た場合は、奨学金の支給を再開することができます。

11 奨学金の支給廃止

受給者は、次のいずれかに該当する場合は、速やかにこれらを証する書類を奨学チームに届け出るものとし、奨学金の支給は廃止となります。

- ①退学又は転学したとき。
- ②停学の処分を受けたとき。
- ③学業成績が不良となったとき。
- ④奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- ⑤前各号のほか、受給者としてふさわしくない事実があったとき。

12 奨学金の返納

受給者が休学・長期欠席又は受給者としてふさわしくない事実があったときは、既に支給した奨学金の全部又は一部を返納する必要があります。

13 奨学金の辞退

受給者は、奨学チームに奨学金の辞退を申し出ることができます。

14 異動の届出

受給者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに奨学チームに届け出る必要があります。

- ①休学、復学又は長期欠席しようとするとき。
- ②住所、氏名、連絡先等その他重要な事項に変更があったとき。

15 報告書の提出等

- (1) 受給者は、受給1年目の3月に、研究経過報告書及び成績証明書を提出する必要があります。
- (2) 受給2年目の3月に、研究内容の要旨又はこれに代わるもの、及び成績証明書を提出する必要があります。
- (3) 本奨学金の支援者である一般財団法人エンデバー・ユナイテッド・ホールディングス基金が年一回程度面談等を実施するので、受給者は出席する必要があります。

16 その他

- (1) 提出された申請書、調査書等は、一切返却いたしません。
- (2) 申請書、調査書等に記載されている個人情報、本奨学金業務に限定し利用するものであり、その他の目的に使用することは一切ありません。
- (3) 他の奨学金と併用で受給することは可能です。